

パワーハラスメントにならない部下への指導

～適切な部下への教育や接し方をわかりやすく解説～

主催（一社）三田労働基準協会（幹事）・渋谷労働基準協会
(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会
(一社) 新宿労働基準協会・(一社) 池袋労働基準協会
王子労働基準協会

経営環境、職場環境の変化等に伴いパワーハラスメントや職場のいじめが顕在化しております。

労災保険の請求や自殺の原因としてパワーハラスメントを申立てるケースも多く、裁判となる事案も少なくありません。パワーハラスメント事件は直ちに会社のイメージを落とし、労働者不足を受けて会社の存続にも影響いたします。

管理職として、パワーハラスメントと言わぬ部下への適正な指導の在り方を専門家が説明いたします。

記

1 日 時 平成30年8月2日（木）13：30～16：00（開場・受付は13：10～）

2 会 場 仏教伝道センタービル 7階会議室「見」

東京都港区芝4-3-14（裏面案内図参照）

3 講 師 田 原 さえ子 氏

（特定社会保険労務士、ハラスメント防止コンサルタント、
労働衛生コンサルタント、元労働基準監督官）

4 内 容 •パワーハラスメントの態様

•コンプライアンスと使用者責任

•判例から見たハラスメント対策

5 受講料（消費税・資料代含む）会員 4,000円 それ以外の方 6,000円

6 定 員 50名

7 申込方法等

①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あてFax(03-3451-7692)して下さい。

②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者にFax返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内（到着から7月26日まで2週間ない場合は7月26日（木）まで）に次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。

・銀行名 三菱UFJ銀行田町支店 • 口座番号 普通預金 0397963

・口座名義 一般社団法人 三田労働基準協会 • 名義人住所 東京都港区芝4-4-5

・振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい（例0802 〇〇カイシャ等）

③受講の取消：7月26日（木）までの取消しは受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

8 問い合わせ先(一社)三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692

*この講習は、三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋、王子労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。